

厚木市地域住民乗合交通導入の取組への支援基準

市長は、「厚木市地域住民乗合交通導入支援申請書」が提出されたときは、次の審査項目について審査を行い、総合的に判断し支援を行うかどうかを決定することとする。

1 市施策等との合致

地域住民が主体となって市と協働し、地域交通の実現を図るものであること。

2 公益性

ア 広く地域住民のニーズを把握し、地域特性を踏まえた地域住民乗合交通の導入により、地域の活性化が図られ、市民生活向上に貢献するものであること。

イ 地域住民乗合交通の運営に当たり、その経費や負担等が適正なものであり、営利目的の運営でないこと。

3 役割分担

住民主体の取組みとして、市と連携・協力し、公民の役割分担を明確にしたパートナーシップにより、持続的な事業展開が期待できるものであること。

4 法令上の解釈と地域住民の合意

ア 道路運送法第4条の許可を要しない運行形態であること。

イ 関連自治会において、合意が得られていること。

5 安全性の確保

ア 車両整備については、法定点検以外の定期点検等を実施すること。

イ 安全な運行管理の体制が整っていること。

ウ 緊急時の連絡体制が整っていること。

エ 運転手にとって、無理のない運行形態になっていること。

オ 任意保険については、対人補償及び対物補償に加入すること。

6 運転手の確保

ア 運行に十分な人数の運転手を持続的に確保していること。

イ 運行計画で、事故や車両のき損等が発生した場合の責任負担等、重要事項が明確になっていること。

7 事業の適正化

地区協議会等が運行経費（車両の確保等に関する経費を除く。）を負担する資力を有し、適切な運行計画、資金計画となっていること。